

市外から横浜市に転入された方への予防接種のご案内（令和7年度）

♪ 妊娠中の方

予診票（接種券）は、接種対象年齢前に、個別通知にて送付されます。
 （【新0歳児用】の予診票は、生後1か月前後でお送りします。）

♪ お子様（次の対象者）がいる方

横浜市では、次の予防接種を受けるためには、横浜市の「予診票（接種券）」が必要です。
 次の方のうち、それぞれ対象となる予防接種がお済みでない場合には、お住まいの区の区役所で手続きしていただければ、「予診票（接種券）」をお渡しします。「母子健康手帳」及び「健康保険証等（お子さんの生年月日と住所が確認できる書類）」をご持参ください。

対象者	予防接種の種類	持参するもの	窓口
小学校就学前 （ただし、予防接種の種類により、無料で受けられる対象年齢が異なります。）	・五種混合（1期） （ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・ヒブ） ・四種混合（1期） （ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ） ・Hib（ヒブ）（五種混合の場合は不要） ・小児用肺炎球菌 ・BCG ・麻しん風しん混合【MR】（1～2期） ・日本脳炎（1期） ・水痘 ・B型肝炎 ・ロタウイルス	「母子健康手帳」など （お子様の接種歴がわかるもの） および 「健康保険証」など （お子様の住所及び年齢が確認できるもの）	お住まいの区の 区役所 福祉保健課 健康づくり係
9歳～13歳未満 （1期を3回終了した方）	・日本脳炎（2期）		
11歳～13歳未満	・二種混合【DT：ジフテリア・破傷風】		
小学6年生～高校1年生相当の女子	・子宮頸がん予防ワクチン		
生年月日が「H17.4.2～H19.4.1」の方 欄外 *1参照	・日本脳炎（1期または2期） 【救済措置対象者】		
生年月日が「H9.4.2～H21.4.1」の方 欄外 *2参照	・子宮頸がん予防ワクチン 【経過措置対象者】		

- *1 生年月日が「H17.4.2～H19.4.1」の方は20歳未満まで未接種分を接種することができます。
- *2 令和4年度～6年度の間にHPVワクチンを1回以上接種した方は、未接種分を令和8年3月31日まで接種することができます。

詳細は、横浜市ホームページを御確認いただくか、横浜市予防接種コールセンター（下記）にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

横浜市予防接種コールセンター

電話：045-330-8561 FAX：045-664-7296

受付：午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始除く）

対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、ネपाली

*横浜市が実施している予防接種に関するご質問にお答えします。
 お気軽にご相談ください。

（内容により、区役所福祉保健センターでのお手続きが必要な場合があります。）